

令和4年3月7日  
独立行政法人国立文化財機構

## 納品書または工事・役務の完了を確認する書類への押印省略について（お知らせ）

本機構に提出いただく納品書または工事・役務の完了を確認する書類について、下記の通り運用を開始することとなりましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 押印を省略できる書類

納品書または工事・役務の完了を確認する書類

(注) 1. 見積書については、従来より押印は不要です。

2. 押印を省略できるのは、会社印、代表者印、担当者印等の全ての印です。

3. 押印した書類についても今までどおり受け付けます。

#### 2 押印省略時の記載事項

押印を省略する場合は、真正性担保のため、当該書類において、次ページ記載例の通り必ず「発行責任者及び担当者」の所属・氏名・連絡先電話番号を記載してください。記載がない場合は、押印の省略ができませんので、御注意ください。

#### 3 押印を省略した書類の提出方法

- ・押印を省略した納品書または工事・役務の完了を確認する書類については、郵送の他、PDF形式のファイルをEメールに添付して提出することが可能です。
- ・「発行責任者及び担当者」の所属、氏名及び連絡先電話番号は、メール本文ではなく、必ず書類に記載してください。

#### 4 本件取扱開始日

令和4年4月1日以降に開始される取引から適用とします。

